

令和3年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

令和4年7月22日（金）
鹿児島県環境林務部環境保全課
大気係 099-286-2627

大気汚染防止法第22条第1項に基づく有害大気汚染物質（21物質）に係るモニタリング調査結果については、次のとおりである。

県内4地点で調査した結果、環境基準が設定されている4物質全てで環境基準を達成した。

1 調査の内容

(1) 対象物質

区 分	物 質 名
環境基準設定物質 (4物質)	ベンゼン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン
指針値設定物質 (11物質)	アクリロニトリル, 塩化ビニルモノマー, クロロホルム, 1,2-ジクロロエタン, 水銀及びその化合物, ニッケル化合物, ヒ素及びその化合物, 1,3-ブタジエン, マンガン及びその化合物, アセトアルデヒド, 塩化メチル
その他の有害大気汚染物質 (6物質)	クロム及びその化合物, 酸化エチレン, トルエン, ベリリウム及びその化合物, ベンゾ[a]ピレン, ホルムアルデヒド,

(2) 調査地点数及び調査回数

測 定 地 点	測 定 回 数
全国標準監視地点 4地点（鹿児島市, 鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市）	年6回（鹿児島市） 年2回（鹿児島市以外）

(3) 実施機関

鹿児島県, 鹿児島市

2 調査結果の概要

(1) 環境基準が設定されている4物質全てで環境基準を達成した(表1)。

表1 環境基準設定物質の調査結果 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	年平均値の範囲	環境基準
ベンゼン	0.44 ~ 0.63	3 以下
トリクロロエチレン	0.002 ~ 0.004	130 以下
テトラクロロエチレン	0.011 ~ 0.029	200 以下
ジクロロメタン	0.49 ~ 0.64	150 以下

(2) 指針値が設定されている11物質については、全て指針値以下であった(表2)。

表2 指針値設定物質の調査結果

物質名	単位	年平均値の範囲	指針値
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0010 ~ 0.0045	2 以下
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.86 ~ 1.4	120 以下
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.2 ~ 1.4	94 以下
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0084 ~ 0.016	10 以下
クロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.096 ~ 0.11	18 以下
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.073 ~ 0.092	1.6 以下
水銀及びその化合物	ngHg/m^3	1.4 ~ 1.5	40 以下
ニッケル化合物	ngNi/m^3	0.52 ~ 0.98	25 以下
ヒ素及びその化合物	ngAs/m^3	0.20 ~ 1.5	6 以下
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.031 ~ 0.057	2.5 以下
マンガン及びその化合物	ngMn/m^3	1.3 ~ 5.0	140 以下

(3) 環境基準等が設定されていない6物質については、令和2年度の全国の年平均値と比較して、同程度又はそれ以下であった(表3)。

表3 その他の有害大気汚染物質の調査結果

物質名	単位	年平均値の範囲	令和2年度の全国の状況	
			年平均値	年平均値の範囲
クロム及びその化合物	ng/m^3	0.66 ~ 2.1	3.4	0.19 ~ 24
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.028 ~ 0.068	0.066	0.016 ~ 0.72
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.83 ~ 9.6	5.7	0.33 ~ 180
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.0021 ~ 0.0085	0.018	0.0019 ~ 0.10
ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	0.016 ~ 0.036	0.15	0.0081 ~ 2.0
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.0 ~ 1.8	2.3	0.92 ~ 11